

別記様式第1号(第3条関係)

沿線イベント支援事業補助金交付申請書

年 月 日

J R美祢線利用促進協議会会長 様

住 所

団体名

氏 名

㊟

(電話

)

沿線イベント支援事業補助金交付要綱第3条の規定により、下記の書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 添付書類

(1) 沿線イベント支援事業事業計画書 (別記様式第2号)

(2) 沿線イベント支援事業収支予算書 (別記様式第3号)

(3) その他会長が必要と認める書類

(イベントチラシ、チケット等は、J R美祢線利用促進協議会から助成を受けていることを必ず表示すること)

別記様式第2号(第3条関係)

沿線イベント支援事業 事業計画書

- 1 事業名
- 2 趣旨及び目的
- 3 期日及び開催場所
- 4 参加人数及びJR美祢線利用人数
- 5 内容（行事行程等）
- 6 開催経費
- 7 その他

別記様式第3号(第3条関係)

沿線イベント支援事業 収支予算(精算)書

収入の部

区 分	予 算 額	備 考
沿線イベント支援事業 補助金		
計		

支出の部

区 分	予 算 額	備 考
計		

別記様式第4号（第4条関係）

沿線イベント支援事業補助金交付決定通知書

申請者氏名

年 月 日付けで申請のありました沿線イベント支援事業補助金について、沿線イベント支援事業補助金交付要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

年 月 日

J R 美祢線利用促進協議会
会長

記

1 対象事業名

2 事業に要する経費 金 円

3 補助金交付決定額 金 円

別記様式第5号（第5条関係）

沿線イベント支援事業補助金変更承認申請書

年 月 日

J R美祢線利用促進協議会会長 様

住 所

団体名

氏 名

印

（電話

）

年 月 日付けで補助金決定通知のありました事業の実施については、下記のとおり変更したいので、沿線イベント支援事業補助金交付要綱第5条に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

※ 関係書類は、別記様式第1号から別記様式第3号に準じる。補助金等の交付決定通知がなされた事業内容及び経費を、比較対象できるよう記載すること。

沿線イベント支援事業補助金交付決定変更通知書

申請者名

年 月 日付けで事業内容の変更申請のあった沿線イベント支援事業補助金については、沿線イベント支援事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、年 月 日付け交付決定を下記のとおり変更し、交付することに決定したので通知します。

年 月 日

J R美祢線利用促進協議会
会長

記

- 1 補助金交付の対象となる事業は、年 月 日付けで変更申請のあった事業とし、その内容は変更申請書記載の事業計画書のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は次のとおりである。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

区 分	当 初	変 更 後
事業に要する経費	円	円
補助金交付決定額	円	円

別記様式第7号(第6条関係)

沿線イベント支援事業補助金実績報告書

年 月 日

J R美祢線利用促進協議会会長 様

住 所
団体名
氏 名 ⑩
(電話)

沿線イベント支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり事業を実施したので報告します。

記

- 1 事業名
- 2 事業の成果
- 3 期日及び開催場所
- 4 参加人数及びJ R美祢線利用者人数
- 5 内容 (行事行程等)
- 6 添付書類
 - (1) 沿線イベント支援事業収支精算書 (別記様式第3号)
 - (2) 事業を実施したことが分かる写真
 - (3) その他会長が必要と認める書類

別記様式第8号（第7条関係）

沿線イベント支援事業補助金交付額確定通知書

申請者名

沿線イベント支援事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり確定したので通知します。

年 月 日

J R美祢線利用促進協議会
会長

記

補助金交付確定額 金 _____ 円

別記様式第9号(第8条関係)

沿線イベント支援事業補助金交付請求書

年 月 日

J R美祢線利用促進協議会会長 様

住 所

団体名

氏 名

(電話

☎

)

このことについて、下記のとおり補助金を交付されるよう請求します。

記

事業名	事業費	補助金額	備考
	円	円	

振込先

金融機関名		ゆうちょ銀行に振込む場合には、3桁の店番が必要です。
本店・支店		
口座種別	普通・当座 その他 ()	
口座番号		
(フリガナ)		
口座名義人		